

## ○定めようとする命令等及び根拠法令条項の一覧

No	定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
1	電波法施行規則等の一部を改正する省令案	電波法（昭和二十五年法律第三百十一号）第十条第二項、第十八条第二項、第二十八条、第三十八条、第五十二条第一号及び第七十三条第四項
2	昭和四十四年郵政省告示第五百十三号（航空機局が送り及び受けることができなければならぬ電波を定める等の件）の一部を改正する告示案	電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二条第十一項
3	平成七年郵政省告示第五百五十九号（航空移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める等の件）の一部を改正する告示案	無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第一百五十二条
4	平成十五年総務省告示第五百五十三号（航空機用救命無線機の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案	無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十五条の十二の二第一項第二号ロ(3)
5	平成十七年総務省告示第千九十四号（航空機に施設する無線設備の機器の型式検定合格の条件等を定める件）の一部を改正する告示案	無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第二条
6	平成十八年総務省告示第五十七号（船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件）の一部を改正する告示案	無線設備規則別表第一号注 29
7	平成十九年総務省告示第五百八号（無線設備規則別表第二号第 4 の規定に基づき、総務大臣が定める無線設備を定める件）の一部を改正する告示案	無線設備規則別表第二号第 4
8	平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示案	登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条及び別表第七号第三の三(2)
9	電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）の一部を改正する訓令案	電波法第七条、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第五条第一項